

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	結核住民健診及び日本語学校生徒等健診業務
発注課	保）感染症総合対策課結核・感染症担当課
選定事業者	公益財団法人 北海道結核予防会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
結核住民健診は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の2第3項、及び、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第2項において、65歳以上の住民に対し市町村長が健診を行うことが義務付けられていることから実施するものである。 本市における結核住民健診は、公益財団法人 北海道結核予防会（以下「結核予防会」という。）に毎年委託している住民集団健康診査での肺がん検診と一体的に実施しており、これまでの経緯として、昭和33年から実施してきた結核住民健診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業(平成21年度をもって廃止)、平成4年度からすこやか健診(平成20年度から特定健康診査に変更)、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することによって、利便性の向上及び内容の充実を図ってきた経緯がある。 企業の職場健診など、限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、本市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を限なく巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。 結核予防会は健診の専門機関であることから、健診に必要不可欠な健診車や医療スタッフが十分に整備されており、上述の住民集団健康診査にて全区の区民センター等を巡回していることから、体制が十分に整備されている機関である。 それに加え、当該法人は、諸外国の結核情勢に係る知識が豊富であり、結核高まん延国出身者も在籍する日本語学校生徒等へ適切な対応が可能である。 また、結核予防会は、これまでも健診業務のほか、区民センター等との日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行しており、令和8年度においても引き続き住民集団健康診査を委託する予定である。	
根拠法令	■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）

決定日	令和8年3月4日
-----	----------